

# 長野県トラック協会報

2015

10月

nagano

# TRUCK

ASSOCIATION

## もくじ

理事会報告 .....	2	協会からのお知らせ	
委員会報告		トラック運送業における「契約締結等書 面化推進セミナー」の開催 .....	12
交通・環境対策委員会 .....	3	ドライブレコーダ導入促進助成金事業に おける対象機種メーカー名の変更につい て .....	13
行政からのお知らせ		プロドライバー通報 .....	14
国土交通省		陸災防	
「自動車事故防止セミナー2015」 の開催 .....	4	第36回長野県フォークリフト運転競技 大会結果 .....	15
「自動車運送事業者における睡眠時無 呼吸症候群対策マニュアル～SAS対 策の必要性と活用～」について .....	6	平成27年下半年期の安全衛生対策の推進 について .....	16
長野県		安全衛生レベルアップ支援事業について .....	20
麻薬・覚醒剤乱用防止運動の実施 .....	9	会員だより .....	28

## 行政からのお知らせ

国土交通省

## 「自動車事故防止セミナー2015」の開催

北陸信越運輸局長から、「事業用自動車総合安全プラン2009」の目的を達成するため、次により自動車事故防止セミナーを開催する旨通知がありましたので、大勢の会員の参加をお願いします。なお、参加を希望する会員は、別紙申込書により県ト協まで申し込み願います。

国土交通省北陸信越運輸局

## 自動車事故防止セミナー2015

開催のご案内

～健康起因による事故を予防するために～

参加費  
無料

北陸信越運輸局では、「事業用自動車総合安全プラン2009」（平成21年3月策定）の目標である、10年間で交通事故死者数半減するなどの達成に向けた取り組みの一環として自動車事故防止セミナーを開催します。

近年、運転者の体調急変に起因する事故が増加していること及び危険ドラッグ等薬物使用について知識を深めることの必要性を踏まえ、今回のセミナーでは、「運転者の健康状態等に起因する事故防止」に焦点を当てた内容となっていますので、運転者の日常の健康状態等をしっかりと把握し、自動車の安全運行の向上に役立てていただきたいと思います。参加費は無料となっておりますので、多数のご参加をお願いします。

日 時：平成27年11月12日（木）

午後1時20分～4時40分（受付開始：12時20分）

場 所：長野県トラック会館 3階研修ホール

（長野県長野市南長池710-3）

## ～ プログラム ～

1. 「安全プラン2009の中間見直しとこれからの取り組みについて」  
国土交通省自動車局 安全政策課 担当官
2. 「生活習慣病対策（アルコール依存対策を含む）について」  
長野市保健所健康課 真島保健センター 保健師 越野美智子 氏
3. 「危険ドラッグ等薬物使用の実態とその対策について」  
長野県警察本部 刑事部組織犯罪対策課  
薬物銃器対策係 警部補 深谷芳則 氏

参加費／無料 定員／180名

申込み方法：うら面の参加申込書に必要事項を記載し、そのままこの用紙をFAX送信してください。

・FAX送信先：026(254)5155 公益社団法人  
長野県トラック協会

申込み期間：平成27年10月1日（木）～10月30日（金）まで

※申し込みは、定員になりしだい締め切らせていただきます。  
また、期間前の申込みはご遠慮願います。

主催：国土交通省北陸信越運輸局

## 参加申込書

FAX 送信先：公益社団法人長野県トラック協会  
026(254)5155

自動車事故防止セミナー参加申込書			
お名前	事業者名	役職	連絡電話番号

※ ご記入いただいた個人情報は、本セミナー事務にのみ使用いたします。  
申し込み後に、受領した旨のご連絡を致します。なお、既に定員に達している場合はお断りのご連絡を致しますので、ご了承願います。

### 【問い合わせ先】

北陸信越運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課  
TEL：025(285)9155 FAX：025(285)9175

参考：会場案内図



## 「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル ～SAS対策の必要性と活用～」について

国土交通省では、SASスクリーニング検査を推奨検査とし、「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」のマニュアルを策定し、SASの周知と早期発見・早期治療に努めてきたところですが、今般、当該SASマニュアルを次のとおり全面的に見直し、再徹底することとした旨通知がありましたので、このマニュアルを活用し、SASに起因する居眠り運転や漫然運転による事故防止を図っていただきますようお願いいたします。

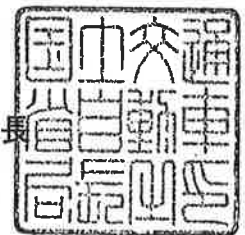
なお、SASマニュアルについては、協会ホームページをご覧ください。



国自安第107号  
平成27年8月27日

公益財団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長



### 「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル ～SAS対策の必要性と活用～」について

居眠り運転や眠気に起因した漫然運転による事故の防止を図るためには、適切な運行管理により過労防止を図るとともに、点呼等において、安全な運転ができないおそれがあるような疲労や睡眠不足状態がないかを常に注意していく必要があります。

一方、居眠りに至る過度な眠気をきたす様々な病気があることが知られており、これらに起因した居眠り運転を防止する観点から、早期発見・早期治療の取組みが重要です。その中で「睡眠時無呼吸症候群」(Sleep Apnea Syndrome: SAS。以下「SAS」という。)については、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」(平成22年7月1日策定、平成26年4月18日改訂。以下「健康管理マニュアル」という。)において、SASスクリーニング検査を推奨検査とし、「睡眠時無呼吸症候群」に注意しましょう！」(平成15年3月策定。平成19年6月改訂。以下「SASマニュアル」という。)というマニュアルを活用する等して、SASの周知と早期発見・早期治療に努めてきたところです。

SASマニュアルを改訂し8年が経過したところであり、今般、この間に得られた知見や運用等の具体化も踏まえ、当該SASマニュアルを全面的に見直し、題目を標記題目と

改め、SASの早期発見・早期治療について、再度徹底することとしましたので、SASに起因する居眠り運転や漫然運転による事故の防止を図るため、別添資料（当該SASマニュアル）及び下記事項について傘下会員事業者に対し周知徹底していただくようお願いします。

## 記

1. 別添資料「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル～SAS対策の必要性と活用～」を活用し、SASの早期発見・早期治療の重要性について、運転者、運行管理者及び人事・労務担当者等全ての関係者に周知すること。
2. SASは生活習慣と大きく関係のある疾病であることから日頃からの健康管理教育の徹底を運行管理者等に促すこと。
3. SASであっても日中に強い眠気を感じない人がいることが様々な研究でわかっており、SASの早期発見のため、日中に強い眠気を感じない運転者も簡易なスクリーニング検査を受診するよう努めること。
4. スクリーニング検査でSASの確定診断のための精密検査が必要と判断された場合には、精密検査を受けるとともに、SASと診断された場合には、適切な治療を受けるよう当該運転者を指導すること。
5. SASであっても、早期に発見し適切な治療をすれば、SASでない者と全く同様な乗務が可能であることを理解し、SASと判明したからといって乗務からはずすなどの差別的な扱いをしないこと。差別的な扱いを避けるためにSASであることを隠し、治療を受けずに運転業務を続けることが最も危険な状態であることを理解すること。
6. SASと診断された運転者の就業上の措置の決定や点呼時の乗務可否判断の目安に関しては「健康管理マニュアル」を併用するとともに、担当医及び産業医等と密に情報共有を行うこと。
7. なお、SAS以外にも、居眠り運転や眠気に起因した漫然運転と関連した様々な病気があることが知られており、原因不明の過度な眠気がある場合には、これらの早期発見・早期治療の観点からも、専門医療機関への受診が重要であることを理解すること。

## 「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル ～SAS対策の必要性を活用～」の概要

(平成15年3月策定、平成19年6月改訂、平成27年8月改訂)

### 【ポイント】

- SASスクリーニング検査及び精密検査に係る一連の流れを図示しました。
- スクリーニング検査前、検査後、精密検査、治療へ至る過程の各所で、事業者が注意すべき点を具体的にしました。
- 日常の健康管理について運転者への教育内容を充実させました。

### これまでの記載内容

#### (1) SASとは

- 原因：睡眠時に舌の沈下により気道が閉塞
- 症状：睡眠中の呼吸停止  
日中の強い眠気  
高血圧、脳卒中等の合併症の要因
- SAS患者の事故率は健常者の3倍

#### (2) SAS 早期発見のための簡易検査 (スクリーニング検査)

- フローセンサ法
- パルスオキシメトリ法

#### (3) 精密検査

- PSG検査による重症度の判定
- 判定に基づく適切な治療の実施

#### (4) 治療

- CPAP：鼻にマスクを付け空気を持続的に送り込む
- マウスピースによる気道の確保
- 減量・禁煙・適正飲酒

#### (5) 事業者が果たすべき役割

- 事業者には、運転者や家族と一体となって、SASの早期発見・早期治療に取り組む社会的責任がある
- SASであることを隠し、治療を受けずに運転業務を続けることが最も危険な状態であり、避けるべきこと

#### (6) 医療機関

- 産業医や地域産業保健センター、定期健康診断委託先の医療機関などに相談
- 最寄りの医療機関でも可能

### 新たに追加した内容

#### (1)

- \* 日本の男性トラック運転者の約7-10%、女性の約3%が中等度の睡眠呼吸障害であることを明記しました。
- \* SASは生活習慣と大きく関連のある疾病であるため、バランスのとれた食事、運動、休養などの重要性を強調しました。

#### (2)

- \* 精密検査及び治療への流れをフローチャートに示すとともに、治療への判断基準を明確化し、各項目における注意事項を充実させました。

#### (3)、(4)

- \* CPAP治療について、最近の医療取扱の発展を踏まえ、内容を見直すとともにフローチャートに示しました。

#### (5)

- \* 管理者・点呼者の役割の詳細を明記するとともにSASの重要度分類を明示し、判断基準を明確化しました。
- \* 睡眠時間の確保等、睡眠教育の重要性に関する記述を追記しました。

#### (6)

- \* 医療機関の予約方法、持参物を明記し、診断から治療までの流れをフローチャートに示しました。

#### (新規)

- \* 良質な睡眠に係る環境及び機器を紹介しました。

長野県

**麻薬・覚醒剤乱用防止運動の実施**

長野県から、麻薬・覚醒剤乱用防止運動を次により実施するので協力願いたい旨要請がありました。

**麻薬・覚醒剤乱用防止運動実施要領**

**1 趣 旨**

麻薬、覚醒剤、危険ドラッグ、大麻、シンナー等（以下「麻薬・覚醒剤等」という。）の薬物乱用は、乱用者個人の健康上の問題にとどまらず、各種の犯罪の誘因となるなど、公共の福祉に計り知れない危害をもたらすものである。

近年、麻薬・覚醒剤等の乱用は、一般市民層や青少年層への拡大が懸念されるため、乱用による危害とこれら事犯の実態を一般に広く周知し、県民が一体となってこれに立ち向かう態勢をつくり、薬物乱用の根絶を期するものとする。

**2 実施期間**

平成27年(2015年)10月1日(木)から11月30日(月)まで

**3 主 催**

長野県  
長野県教育委員会  
長野県警察本部  
長野県薬物乱用対策推進協議会

**4 協力団体**

長野県保護司会連合会 長野県更生保護女性連盟 長野県BBS連盟 (公社)長野県トラック協会 (一社)長野県タクシー協会 (公社)長野県バス協会 (一社)長野県家用自動車協会 (一社)長野県安全運転管理者協会 長野県市長会 長野県町村会 長野県私立中学高等学校協会 (一社)長野県広告協会 長野県青少年補導センター連絡協議会 長野県青少年補導委員会連絡協議会 長野県子ども会育成連絡協議会 長野県勤労青少年福祉推進者連絡協議会 長野県民生委員児童委員協議会連合会 (一社)長野県医師会長野県精神科病院協会 長野県精神保健福祉協議会 長野県飲食業生活衛生同業組合 長野県料理業生活衛生同業組合 長野県社交飲食業生活衛生同業組合 (一社)長野県薬剤師会 長野県医薬品卸協同組合 (一社)長野県医薬品登録販売者協会 長野県医薬品配置協議会 (一社)長野県ダンプカー協会 長野県広告美術塗装業協同組合連合会 長野県自転車モーター事業協同組合 長野県塗料商業会 長野県文具紙製品事務器卸商組合 長野県中学校長会 長野県市町村教育委員会連絡協議会 長野県PTA連合会 長野県高等学校長会 長野県高等学校PTA連合会 長野県公民館運営協議会 (一財)長野県交通安全協会 (公社)長野県防犯協会連合会 長野県遊技業協同組合 (公社)日本青年会議所長野ブロック協議会 ライオンズクラブ国際協会334-E地区 国際ロータリー第2600地区 東信地区薬物乱用対策推進協議会 南信地区薬物乱用対策推進協議会 中信地区薬物乱用対策推進協議会 北信地区薬物乱用対策推進協議会

## 5 運動の重点

- (1) 報道機関等を通じ、麻薬・覚醒剤等の乱用による危害及びこれら事犯の実態を周知し、麻薬・覚醒剤等の乱用を拒絶する社会環境づくりを推進する。
- (2) 薬物乱用防止指導員や薬物乱用対策推進協議会加盟団体等各種団体との連携のもとに、麻薬・覚醒剤等乱用防止のための啓発活動を実施する。
- (3) 学校等における薬物乱用防止教室等において、麻薬・覚醒剤等が非常に危険な薬物であることを理解してもらえよう啓発活動を積極的に実施する。
- (4) 保健福祉事務所、保健所及び精神保健福祉センターの薬物乱用相談窓口事業に関する相談制度を広く普及し、その活用について周知する。

## 6 実施事項

### (1) 健康福祉部が実施する事項

#### ア 広報活動

##### (ア) テレビ、ラジオ及び新聞による広報

県内の報道機関にこの運動の推進に関する資料を提供し、放送及び記事の掲載を依頼する。

特に、若者を対象としたラジオスポット放送を実施し啓発を図る。

##### (イ) 県ホームページによる広報

県ホームページにこの運動の推進に必要な事項を掲載する。

##### (ウ) 有線放送による広報

情報ネットワーク協会にこの運動の推進に関する資料を提供して、放送を依頼する。

##### (エ) ポスター、パンフレット等の配布

この運動を効果的に推進するため、ポスター、パンフレット等を、関係機関・団体等に配布する。

##### (オ) DVD等の貸出し

関係機関・団体等からの要請により、麻薬・覚醒剤等に関する啓発用DVD等の貸出しを行う。

### イ 麻薬・覚醒剤等の取扱者に対し、次に掲げる事項を重点として、これらの適正な取扱いについての指導に努める。

#### (ア) 関係団体と連携して、適正な取扱いに関する研修会を開催する。

#### (イ) 麻薬・覚醒剤等を取り扱う診療施設及び麻薬卸売業者に対する立入検査を実施する。

### ウ 保健福祉事務所、長野市保健所及び精神保健福祉センターの薬物乱用相談窓口事業に関する相談制度を広く普及し、その活用について周知する。

### エ 麻薬・覚醒剤等の中毒者に対する治療制度の周知を図るとともに、その相談に応じ、治療更生指導及び保護の処置を講ずる。

### (2) 保健福祉事務所及び長野市保健所が実施する事項

#### ア 関係機関・団体等と協力して、この運動の趣旨を周知するとともに、啓発活動を推進する。

#### イ この運動の推進に関する懸垂幕、ポスター等を掲示する。

#### ウ 市町村、有線放送等にこの運動の推進に関する資料を提供して、広報紙への記事



の掲載及び放送を依頼する。

エ 麻薬・覚醒剤等取扱者に対する立入検査を実施し、適正な取扱いの徹底を図る。

オ 薬物乱用相談窓口事業の相談制度を広報し、その活用について周知する。

(3) 精神保健福祉センターが実施する事項

薬物乱用相談窓口事業に関する相談制度を広く普及し、その活用について周知する。

(4) 県民文化部が実施する事項

私立中学校、私立高等学校及び私立中等教育学校を通じ、生徒に対しこの運動の趣旨を周知する。

(5) 県教育委員会が実施する事項

ア 薬物乱用防止指導員、学校薬剤師等の協力を得て、麻薬・覚醒剤等の乱用による危害及びこれら事犯の実態について啓発活動を行う。

イ 中学校、高等学校の生徒に対し、ポスター、パンフレット、校内放送、ビデオ等により啓発活動を行う。

(6) 警察本部及び警察署が実施する事項

ア この運動の趣旨の徹底を図るための広報活動を行う。

イ 防犯団体等と協力して、麻薬・覚醒剤等の乱用による危害及びこれら事犯の実態について周知する。

ウ 「薬物乱用防止広報車」を活用した広報啓発活動を行う。

(7) 市町村が実施する事項

広報紙、公民館報等により、この運動の趣旨の徹底を図るための広報活動を行う。

(8) 市町村教育委員会（市町村学校組合教育委員会を含む。）、信州大学教育学部附属中学校及び長野工業高等専門学校が実施する事項

学校薬剤師等を通じ、生徒に対しこの運動の趣旨を周知する。

(9) 県薬物乱用対策推進協議会が実施する事項

ア 薬物乱用防止対策推進に関し、功績のあった者に対して表彰を行う。

イ 協議会に所属する関係団体の事業所等において、立看板、ポスターの掲示を行うとともに、職員等に対し、麻薬・覚醒剤等の乱用による危害及びこれら事犯の実態について周知する。

ウ 関係団体と協力して、関係団体による講習会、研修会等の機会に、麻薬・覚醒剤等の乱用による危害及びこれら事犯の実態を周知する。

(10) 地区薬物乱用対策推進協議会が実施する事項

地域における集中的な啓発活動として、街頭キャンペーン等を実施し、地域活動の活性化を図る。

(11) 薬物乱用防止指導員が実施する事項

ア 麻薬・覚醒剤等の乱用者、その家族等からの相談に応じ、再び乱用しないよう指導・助言を行う。

イ 学校関係者と協力し、課外活動、PTA会議等を通じて、生徒及び保護者に対する啓発に努める。

ウ 学校や地域における啓発活動を推進する。

協会からのお知らせ

**トラック運送業における  
「契約締結等書面化推進セミナー」の開催**

～全日本トラック協会・長野県トラック協会共催～

国土交通省では、「トラック産業の健全化・活性化に向けた有識者懇談会」を設置し、適正取引推進等について検討した結果、具体的取り組みの1つとして、契約書面化の普及・定着に取り組むこととされたところです。そこで、基本契約の締結をはじめ、運送条件等に係る重要事項の書面化のポイントなどについて、「書面契約の基礎知識」を活用した書面化推進セミナーを次により開催します。

トラック運送業の実務に即して分かり易く解説する内容となっておりますので、多数の参加をお願いします。

1. 日 時 平成27年11月24日（火）  
13時30分～15時30分 終了予定
2. 場 所 長野県トラック会館3F 研修ホール
3. 研修内容 トラック運送業における契約書面化の基礎知識について  
 (1) 契約の基本事項  
 (2) トラック運送業における問題のある商慣行  
 (3) トラック運送業における契約書面化  
 (4) 国土交通省「書面化ガイドライン」の解説  
 (5) 書面化に向けて取り組む事項 等
4. 申込締切日 下記申込書にご記入の上、平成27年11月16日までに  
FAX（026-254-5155）へご返信ください。

**トラック運送業における「契約締結等書面化推進セミナー」の申込書**

(公社) 長野県トラック協会 行  
(FAX 026-254-5155)

事業者名

出席者名	

## ドライブレコーダ導入促進助成金事業における 対象機種メーカー名の変更について

標記事業に係る助成対象機種について、メーカー名の変更がありましたのでご連絡いたします。

担当：篠田

### 記

#### 1. 対象機種メーカー名変更

変 更 前	変 更 後
(株)LUNA	(株)ノーティス

## 平成27年下半期の安全衛生対策の推進について

長野労働局労働基準部長から、平成27年下半期を通して労働災害の防止に向けた取組を一層推進していくため、下記1～6の対策についての周知と「安全衛生優良企業公表制度」について自主的安全衛生活動の取組意欲を一層高めるものであるとして、11月までを重点周知啓発キャンペーン期間とする旨の連絡がありました。



長野労基発 0831 第2号  
平成27年8月31日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
長野県支部 支部長 殿

長野労働局労働基準部長



平成27年下半期の安全衛生対策の推進について（周知依頼）

貴会におかれましては、日頃より安全衛生行政への御理解、御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長野県の平成27年6月末日現在速報値における労働災害の死傷者数は942人と対前年1.0%の微増となっておりますが、第12次労働災害防止推進計画（以下「12次防」という。）の減少目標から算定した目標値は759人となり、この目標値との比較で24.1%の大幅な増加となっております（別紙参照）。また、死亡者数も10人と対前年同期5人の増加となっており、12次防の目標達成が困難な状況が続き、目標達成に向けて災害増加業種に対する更なる取組が必要となっております。

陸上貨物運送事業について見ると、死傷者数は49人と対前年13人、21.0%の減少となっておりますが、荷役作業中のトラック荷台等からの墜落・転落災害が多発しており、また、重量物取扱い作業中の腰痛症も発生しています。